

**我が国における事業活動に伴い排出される  
ダイオキシン類の量を削減するための計画  
(案)**

平成12年9月

我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画（案）

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第33条第1項の規定に基づき、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

第1 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量

我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量は、平成14年度末において事業分野別に、次のとおりとする。

（WHO-TEF（1998）使用）

事業分野	削減目標量 (g-TEQ / 年)	(参考) 推計排出量	
		平成9年に おける量 (g-TEQ / 年)	平成11年に おける量 (g-TEQ / 年)
1 廃棄物処理分野	576 ~ 622	6,841 ~ 7,092	2,320 ~ 2,522
(1) 一般廃棄物焼却施設	310	5,000 「水」 0.037	1,350 「水」 0.028
(2) 産業廃棄物焼却施設	200	1,500 「水」 0.51	690 「水」 0.50
(3) 小型廃棄物焼却炉	66 ~ 112	340 ~ 591	279 ~ 481
2 産業分野	264	454	293
(1) 製鋼用電気炉	130.3	228.5	141.5
(2) 鉄鋼業 焼結工程	93.2	135.0	101.3
(3) 亜鉛回収業 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、 溶解炉及び乾燥炉)	13.8	42.3	18.4
(4) アルミニウム合金製造業 (焙焼炉、溶解炉及び乾燥 炉)	11.8	21.3	13.6
(5) その他の業種	15	26.7	18.0
3 その他	3 ~ 5	3.32 ~ 5.92 「水」 0.093	3.42 ~ 6.12 「水」 0.093
合計	843 ~ 891	7,300 ~ 7,550	2,620 ~ 2,820

注1：削減目標量は、排ガス及び排水中の削減措置を講じた後の排出量を年間の排出量として表した値。

注2：削減目標量「合計」は、平成9年の推計排出量に比して88.2~88.5%減である。

注3：「3 その他」は火葬場、たばこの煙、自動車排出ガス及び最終処分場である。

注4：表中の「水」とは、水への排出を示す。

## 第2 削減目標量を達成するため事業者が講ずべき措置に関する事項

### 1 排出基準の遵守等

#### (1) 大気排出基準及び水質排出基準等の遵守

事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「特別法」という。)第20条に規定するところにより、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあつては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあつては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

また、特別法第10条の総量規制基準が定められた場合には、これを遵守しなければならない。

#### (2) ダイオキシン類による環境の汚染の防止

事業者は、特別法第4条に規定する責務にのっとり、ダイオキシン類の排出につながる事故の発生の防止を含め、その事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止をするために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止等に関する施策に協力しなければならない。

#### (3) 事故時の措置

事業者は、特別法第23条に規定するところにより、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、事故時の措置を的確に講じなければならない。

#### (4) ダイオキシン類による汚染の状況の測定

事業者は、特別法第28条に規定するところにより、大気基準適用施設から排出される排出ガス及び水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行い、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

#### (5) 公害防止統括者等の選任

事業者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定に基づき、ダイオキシン類発生施設について、公害防止統括者及び公害防止管理者を選任しなければならない。選任された者はダイオキシン類発生施設の使用の方法の監視等の職務を誠実に行わなければならない。

## (6) その他

適正な焼却施設を用いない野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定により原則的に禁止されており、行ってはならない。

## 2 ダイオキシン類の管理

事業者は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の規定に基づき、ダイオキシン類が同法第2条第2項に定める第一種指定化学物質であり、人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、同法第3条に定める化学物質管理指針に留意して、ダイオキシン類など指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

## 3 ダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進

事業者は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「基本法」という。）第11条に規定する責務にのっとり、使い捨て製品の製造・販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化を図るなど製品の開発・製造段階及び流通段階においてダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等（基本法第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。以下同じ。）の発生を抑制するとともに、循環資源の再使用や再生利用の推進のために必要な措置を講ずるほか、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するものとする。

また、廃棄物処理法の規定に基づき、多量排出事業者の処理計画の策定等廃棄物の排出抑制等のために必要な措置を講ずるほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）等に基づく措置を講ずることはもとより、更に自主的かつ積極的な努力により、廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の推進を図るものとする。

### 第3 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項

#### 1 廃棄物の減量化のための施策の推進

##### (1) 基本法に基づく施策の推進

国は、基本法第9条に規定する責務にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する。

地方公共団体は、基本法第10条に規定する責務にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する。

##### (2) 廃棄物処理法等に基づく施策の推進

国及び地方公共団体は、廃棄物処理法の規定に基づき、廃棄物の減量化と適正処理に係る国の基本方針の策定及びこれに基づく都道府県廃棄物処理計画の策定、一般廃棄物の排出抑制方策等を定めた市町村の一般廃棄物処理計画の策定など、廃棄物の排出抑制等のために必要な措置を講ずる。

また、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律等に基づき基本方針の策定や必要な措置を講ずることにより、廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の推進を図るものとする。

##### (3) ごみ処理の広域化

都道府県は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るために策定したごみ処理の広域化計画に基づき、その内容を早期に実施すべく、市町村への助言等を行う。

##### (4) 廃棄物の減量化のために要した設備投資に対する支援措置

国は、廃棄物の減量化を図るため、その発生抑制や再生利用のための施設を設置する者に対して、その要した設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講ずる。

#### 2 廃棄物の減量化の目標量の達成

国は、「ダイオキシン対策推進基本指針(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)」に基づき設定した「廃棄物の減量化の目標量」の達成に向け、政府全体として、一体的かつ計画的な廃棄物減量化対策を推進する。

### 3 その他

#### (1) 官庁施設から発生する廃棄物についての抑制と適正処理

国及び地方公共団体は、官庁施設から発生する廃棄物について、その抑制と適正処理を推進する。

#### (2) 環境教育・環境学習の充実強化

国及び地方公共団体は、幼児から高齢者までの各々の年齢層に対して、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進等、廃棄物の減量化を図るための幅広い環境教育及び環境学習を充実強化する。

## 第4 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項

### 1 ダイオキシン類発生源対策の推進等

#### (1) 廃棄物対策の推進

国及び地方公共団体は、廃棄物処理法に基づき廃棄物対策を着実に推進するとともに、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び特別法の規定に基づく監視措置の徹底等により、不法な廃棄物焼却の取締りを一層強化する。

#### (2) 未規制発生源対策の推進

国及び地方公共団体は、特別法に基づき廃棄物焼却施設等に対する規制措置を徹底するとともに、特別法による規制の対象となっていないダイオキシン類発生源についても、排出に関する最新の知見や排出実態調査の結果等を踏まえ、排出削減対策を推進する。

#### (3) 地方公共団体が設置するごみ焼却施設に係る財政的・技術的支援の推進及び整備の促進並びに産業廃棄物焼却施設の設備の高度化の推進

国は、地方公共団体が設置するごみ焼却施設について、財政的・技術的支援を推進するとともに、広域的な観点からの整備を一層推進する。さらに、産業廃棄物焼却施設について、廃棄物処理センターにおける施設整備に係る財政的支援の実施によりモデル的施設の整備を図るとともに、政府系金融機関の融資制度の活用等による設備の高度化を一層推進する。

#### (4) 排出削減対策のために要した設備投資に対する支援措置

国は、排出削減を行う者に対して、その要した設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講ずる。

## 2 ダイオキシン類の排出量の把握等

### (1) ダイオキシン類の排出量の目録の公表等

国は、廃棄物焼却施設等の各発生源別及び排出媒体別のダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）を毎年作成し、公表する。

地方公共団体は、特別法第28条に規定するところにより、事業者による測定の結果を公表する。

### (2) 常時監視その他の実態調査の実施

国は、環境、生物、人体、労働環境、廃棄物焼却施設、産業分野等各方面におけるダイオキシン類について、毎年度計画的かつ継続的に実態を把握するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

地方公共団体は、特別法の規定に基づく常時監視等の実態調査を実施するものとし、国は必要な支援を行う。

## 3 ダイオキシン類に関する調査研究及び技術開発の推進、検査体制の整備等

### (1) 調査研究及び技術開発の推進

国は、ダイオキシン類対策に必要な、生成・排出機構の解明、生物への蓄積機構の解明を含めた生物への影響、環境中の挙動等の調査研究及び廃棄物の適正な焼却技術、無害化・分解技術、簡易測定分析等の技術開発を推進し、また、その成果の導入・普及を促進する。

### (2) 精度管理の推進

国は、環境標準試料の供給、外部機関等に検査を委託する場合の信頼性確保の在り方の検討等を行うことにより、ダイオキシン類の検査体制の整備を図る。

### (3) 公的検査機関及び民間検査機関の育成・拡充

国は、精度管理事業の充実強化を図りつつ、ダイオキシン類分析の的確な精度管理を実現するための指針を作成すること等により、ダイオキシン類の測定・分析が可能な公的検査機関及び民間検査機関を育成・拡充する。

### (4) 分析技術の向上のための地方公共団体の公的検査機関の技術者に対する研修

国は、分析技術の向上を図るため、地方公共団体の公的検査機関の技術者に対する研修を計画的に実施する。



## 4 国民への的確な情報提供及び情報公開

### (1) 情報提供及び情報公開

国は、健康や環境への影響の実態、調査研究・技術開発の成果、諸外国の動向等について、様々な数値が持つ意味を含め、正確な情報を迅速かつ分かりやすい形で公開する。

### (2) 計画的な広報活動

国は、国民に対してダイオキシン類問題についての理解と協力を得るため、関係省庁共通のパンフレット、循環型社会形成に向けてその現状や課題を総合的に明らかにした年次報告の作成、講演会の開催等統一的かつ計画的な広報活動を充実する。

また、国民生活センター及び各地の消費生活センターにおける情報提供や、機関誌、インターネット、マスメディア等を通じた、ダイオキシン類に関する正確な情報の提供に努める。さらに、あらゆる機会をとらえ、国民が自らの価値観やライフスタイルのあり方そのものを見直し、廃棄物の発生が少ない生活様式へ転換することを促す。

【参考】ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）

(WHO-TEF (1998) 使用)

発生源	排出量 (g-TEQ/年)		
	平成 9 年	平成 1 0 年	平成 1 1 年
一般廃棄物焼却施設	5,000	1,550	1,350
	「水」 0.037	「水」 0.037	「水」 0.028
産業廃棄物焼却施設	1,500	1,100	690
	「水」 0.51	「水」 0.51	「水」 0.50
小型廃棄物焼却炉	340 ~591	340 ~591	279 ~481
火葬場	2.1 ~4.6	2.2 ~4.8	2.2 ~4.8
産業系発生源			
製鋼用電気炉	228.5	139.9	141.5
鉄鋼業 焼結工程	135.0	113.8	101.3
亜鉛回収業	42.3	20.4	18.4
アルミニウム合金製造業	21.3	19.4	13.6
その他の業種	26.7	26.1	18.0
たばこの煙	0.1 ~0.2	0.1 ~0.2	0.1 ~0.2
自動車排出ガス	1.12	1.12	1.12
最終処分場	「水」 0.093	「水」 0.093	「水」 0.093
合計	7,300 ~7,550	3,310 ~3,570	2,620 ~2,820

注：表中の「水」とは、水への排出を示す。